

岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会規約

第1条 本協議会は、岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会と称する。

第2条 本協議会は、次に掲げる市の教育委員会（以下「関係市教育委員会」という。）が、これを設ける。

- 一 関市教育委員会
- 二 美濃市教育委員会
- 三 郡上市教育委員会

第3条 本協議会は、採択地区内の関係市教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究、協議を行うことを目的とする。

第4条 採択地区内の関係市教育委員会は、本協議会の結果を尊重するものとする。

第5条 本協議会は、採択地区内で次に上げる者の中から選出した21名の委員をもって構成する。

- (1) 関係市教育委員会の教育委員 (3名)
 - (2) 関係市教育委員会の教育長 (3名)
 - (3) 関係市教育委員会の学校教育課長 (3名)
 - (4) 関係市の校長会代表 (3名)
 - (5) 関係市の教員代表 (3名)
 - (6) 関係市の学識経験者及び保護者 (6名)
- 2 教科用図書の採択に直接に利害関係を有するものは、委員となることができない。
 - 3 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 本協議会には、会長および副会長を置く。

- 2 会長、副会長は美濃地区教育長のうちから互選し、副会長は会長を補佐する。

第7条 会長は、本協議会の会務を総理する。

- 2 会長に事故があったときには、副会長がその職務を代理する。
- 3 会長の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で会長が交代した場合における後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 本協議会は、会長がこれを招集する。

第9条 本協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 採択についての協議が調わない場合においては、会長の要請に基づき、再度協議会を開くことができる。

第10条 本協議会の事務局は、会長が所属する教育委員会に置く。

第 11 条 第 3 条の目的を達するため、本協議会は、必要に応じて研究員を置く。

- 2 研究員は、学校教育に関して豊かな経験を有するもののうちから会長が委嘱する。
- 3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有するものは、研究員となることができない。
- 4 研究員は、発行者から送付される全種類の教科用図書を調査研究し、採択に必要な資料を作成するとともに、調査結果を協議会に報告する。

第 12 条 会長は、調査研究・協議等の会議を開催するに当たって、教育事務所に勤務する職員の出席を求めることができる。

第 13 条 本協議会に要する経費は、採択地区内の関係市が分担するものとする。

第 14 条 協議会の会議の議事録及び第 11 条 4 項の資料については、事務局が置かれている関係市教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

第 15 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会にはかつて定める。

- 2 規約の改定については、教育長会で審議を行い協議会にはかつて定める。

附則

- 1 この協議会は、採択地区内の関係市教育委員会の議決を経て設置されるものとする。
- 2 この規約は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
この規約は、平成 17 年 5 月 24 日から施行する。
この規約は、平成 18 年 5 月 24 日から施行する。
この規約は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。
この規約は、平成 29 年 6 月 2 日から施行する。
この規約は、令和 4 年 7 月 8 日から施行する。
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する間の第 5 条の規定の適用については、同条中「教育委員」とあるのは「教育委員長」とする。